

京都市業種別団体等活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費・需要が落ち込んでいる中、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を十分に講じたうえで、個々の事業者が連携して行う販売促進、販路拡大その他需要喚起の取組、経営課題への対応など、各業界の活性化に資する取組を支援するため、中小企業等を構成員とする団体等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。
- (2) 「業種別団体」とは、地域経済の活性化又は中小企業等が共同して経済活動等を行うために設立した法人又は団体並びにこれらの連合会組織であり、次に掲げる者をいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合（連合会を含む。）
 - イ 商店街振興法の規定に基づく商店街振興組合（連合会を含む。）
 - ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく生活衛生同業組合（連合会を含む。）
 - エ 酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく酒造組合（連合会を含む。）
 - オ その他、アからエまでの団体に準じるものであって、定款、会則等において、地域経済の活性化又は中小企業等が共同して経済活動等を行うために設立したことが明らかである法人及び団体（団体においては、設立時又は申請時の構成員数が4以上であるもの。）
- (3) 「グループ」とは、第2号に規定する業種別団体に属する3者以上の中小企業等を構成員に含むグループをいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、業種別団体及びグループのうち、次の各号全てを満たす者とする。

- (1) 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じる者として認められること。
 - (2) 業種別団体又はグループでの銀行口座を有していること。
 - (3) 業種別団体にあっては、設立が令和2年4月1日以前であること。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は交付の対象としない。
- (1) 次のいずれかに該当する中小企業等（いわゆる「みなし大企業」）が構成員の半数以上を占める業種別団体及びグループ
 - ア 発行済株式総数又は出資価額総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式総数又は出資価額総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

等

- ウ 大企業の役員又は職員が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員に含む業種別団体及びグループ
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）を構成員に含む業種別団体及びグループ
 - (4) 政治団体
 - (5) 宗教上の組織若しくは団体
 - (6) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある業種別団体及びグループ
- 3 グループによる申請については、実質的に業種別団体が実施主体とみなされるものは交付の対象としない。

（交付の対象経費）

第4条 補助金は、補助事業者が実施する次の各号に定める各業界の活性化、需要や消費の拡大を目的とする事業のうち、別表1に掲げる経費で、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 見本市、展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業
 - (2) 販売促進又は販路拡大のための事業
 - (3) 新たな販売手法の導入
 - (4) 売上向上に資するガイドラインの策定又は経営課題解決のための調査研究
 - (5) 新商品等開発事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める事業
- 2 前項に掲げる事業の実施期間は、令和2年6月1日から令和3年2月28日（前項第1号に係る事業は、令和3年3月21日）までとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表2に掲げるものとする。
- 4 本市の他の補助金の交付を受ける者は、それぞれの補助金と同一事業については、申請することはできない。

（補助金の額）

第5条 業種別団体にあっては、補助金の額は、前条第1項に規定する事業に要する費用のうち、別表1に掲げる補助対象経費の合計の5分の4以内の額であって、1,000,000円（前条第1項第1号に定める事業を単独で主催する場合は、補助対象経費の合計の3分の2以内の額であって、5,000,000円）を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。

- 2 グループにあっては、補助金の額は、前条第1項に規定する事業に要する費用のうち、別表1に掲げる補助対象経費の合計の5分の4以内の額であって、400,000円を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。
- 3 前2項の場合において、1,000円未満の端数があるときは、当該端数については切り捨てる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、同一の事業内容において国・京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の

額は、次のうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- (2) 補助対象経費に5分の4を乗じた額(前条第1項第1号に定める事業を補助対象者が開催する場合は、補助対象経費に3分の2を乗じた額)
- (3) 前条による補助金の上限額

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によって、次の各号に掲げる書類を添えて別に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 交付申請書(第1号様式)
 - (2) 誓約書(第2号様式)
 - (3) 業種別団体にあっては、団体であることを証する書類(定款、規約又は会則、会員名簿、団体名義の通帳の写し)
 - (4) グループにあっては、グループであることを証する書類(定款、規則、会則又は協定書、会員名簿、グループ名義の通帳の写し)
 - (5) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 グループによる申請は、一つの中小企業等が、二つ以上のグループを兼ねて申請することはできないものとする。
- 3 補助金の申請は、一つの業種別団体又はグループ当たり一つまでとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金交付予定額決定通知書(第3号様式)又は京都市業種別団体等活性化支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(標準処理期間)

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから別に定める申請期間終了後、30日以内に、前条第1項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業者は、第4条第1項第1号に定める事業を単独で主催する場合に限り、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けることができる。

- 2 概算払の額は、支払済みの経費の合計の3分の2以内の額を上限とする。
- 3 概算払を受けられる回数は、1回とする。
- 4 概算払の請求は、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金概算払請求書(第5号様式)を添えて行わなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 第7条の決定を受けた者が行う条例第11条第1項第1号の規定による補助事業等の内容又は経費配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書兼請求書（第6号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 総事業費の変更が2分の1以内で、かつ補助金額の変更が2分の1以内の減額であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、事業終了後、14日以内（第4条第1項第1号に定める事業については、事業終了後、14日以内又は、令和3年3月31日どちらか早い日まで）に、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書兼請求書（第6号様式）を添えて行わなければならない。

2 補助金の額は、第7条に規定する交付決定通知書に記載の金額を超えない範囲で、実績に応じて決定し、条例第19条の規定に基づき補助金交付額決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（交付の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の経理）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第14条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、京都市業種別団体等活性化支援事業補助金取得財産等処分承認申請書（第9号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	内容
謝金	外部委員及び講師等の専門家に対する謝金、ただし、自己の団体の構成員及び参画事業者への謝金は対象としない。
委託費	調査研究委託費 商談会、展示会その他これらに類するイベント委託費
その他の経費	会議費、会場借上料、会場設営費、印刷製本費、原稿料、資料購入・作成費、通信運搬費、借損料、調査研究費、デザイン料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、保険料、教材費、ホームページ作成費、その他これらに準じると認める経費

別表2（第4条関係）

補助対象外経費
ア 人件費・家賃等の固定経費、旅費交通費、仕入れに係る経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
イ 令和2年5月31日以前に発注、支払い、納品、実施等のいずれかを行った経費